

第2期東京都男女平等参画審議会

第3回総会 議事録

1 日 時

平成16年3月29日(月) 午後6時から7時50分まで

2 場 所

都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

3 会議次第

- (1) 「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」
中間報告(案)について
- (2) 配偶者暴力対策についての施策のあり方について
- (3) その他

4 出席委員

渥美東洋会長、庄司洋子委員、白石真澄委員、妹尾栄一委員、中島元彦会長代理、波田あい子委員、番敦子委員、広岡守穂委員、前田雅英委員、森野美德委員、山崎美貴子部会長、樺山たかし委員、野上じゅん子委員、馬場裕子委員、原田敬美委員、武中カナエ委員

5 配布資料

- 資料1 配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について 中間報告(案)
資料2 配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書
資料3 配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書 - 概要版 -

6 議事録(全文)

午後6時00分開会

田村参事

定刻になりましたので、開会させていただきたいと思います。

きょうは年度末のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。座らせていただきま

す。

本日、ご出席のご予定の委員は17名でございます。中島会長代理につきましては遅れていらっしゃるとの連絡がございました。山崎委員についても間もなくお見えになる予定でございます。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定めます、総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは進行は渥美会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

渥美会長

渥美でございます。よろしく申し上げます。

本日は、まだお見えにならない方がいらっしゃいますが、お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

議事に入る前に、審議会の公開の問題について確認をいたします。東京都男女平等参画審議会運営要綱によって、「審議会の会議は公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により一部非公開の取り扱いをすることができる。」という規定がございます。ご意見がなければ、本日の総会は公開で行わせていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

それでは次に、本日の議事の進行について申します。まず議事の第1で、中間報告案について審議、確認をいただいた上で決定をいただいて、決定された後、中間報告を生活文化局長にお手渡しする予定でございます。その後、最終報告に向けてさらにご意見を賜る時間を設けておりますので、議事の進行に協力願いたいと思います。

それでは議事に入ります。本日の議事の第1は「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」の中間報告(案)に関するものです。

専門部会及び起草委員会の皆様方には、この報告の取りまとめに大変ご苦勞をおかけいたしました。この場を借りて心から御礼申し上げます。

まず初めに、中間報告案に至るまでの経過を、事務局を通して報告申し上げます。

田村参事

それではご報告いたします。

資料1、中間報告(案)の最終ページをお開きいただけますでしょうか。昨年3月11日の第1回総会におきまして調査審議事項の確認をいただきました後、審議会の進め方をご検討いただきまして、専門部会を設置いたしました。専門部会では、現場でのご活躍の

方からさまざまな幅広いご意見を伺い、また、東京都が実施いたしました配偶者暴力防止法施行後の被害者の実態や、関係機関の支援の現状などの調査結果などから、配偶者暴力の実態につきまして、現状の把握、課題の整理等を行いました。この調査結果につきましては後ほどご説明させていただきます。

これらを論点整理としてまとめまして、昨年10月27日の第2回総会でご検討いただきました。その中で、総会で起草委員を選出していただきまして、その起草委員によりまして中間報告案を作成いたしました。中間報告案につきましては専門部会でもご議論いただき、他の委員の皆様にも、郵送という形でご意見を聴取させていただきました。専門部会及び全委員の皆様からの意見等を起草委員会でおまとめいただきましたものがお手元の中間報告（案）でございます。

以上でございます。

渥美会長

中間報告案、もうすでにお目通しだと思いますが、よろしくお願ひします。報告ありがとうございました。

起草委員の皆様方には、非常に短い間にいろいろとご配慮、ご尽力賜りまして、ご無理なお願ひも申しましたが、このようなご努力をいただいた結果、報告案ができました。改めて御礼申し上げます。

それでは、いよいよ中間報告案の審議に入ります。まず、検討の前提となる、都が実施した実態調査の結果の概要の説明、続いて、中間報告の概要の説明というように進めていきたいと思ひます。ご質問などは、中間報告案の説明の後、まとめてちょうだいすることにいたします。

まず事務局から、調査結果の概要の説明をお願いします。

田村参事

それでは説明させていただきます。

「配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書 - 概要版 - 」をお手元に配付させていただいておりますので、それをごらんください。概要版の中身ですけれども、本調査では、大きく分けまして、配偶者暴力の被害の実態と、それに対しまして関係機関側の支援がどうなっているかということで、二つの面から調査をしております。全部で5種類の調査から構成されておりますが、その中の主な三つの調査について、概要版に沿ってご説明いたします。

まず概要版の1ページをお開きください。東京都の配偶者暴力相談支援センターである東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターで行った面接相談の内容を集計した調査より、被害の実態についてご説明いたします。

まず被害者ですけれども、面接相談に訪れた被害者は全員が女性でして、年代別に見ますと30代から40代の方が多くなっております。職業は無職が50%です。

2ページをお開きください。子どもの有無を見ますと、83.9%が「子どもあり」と答えています。また、その子どもの年齢ですが、末子の年齢が小学校入学前という場合が4割を占めるという結果でございます。30代から40代の無職の主婦で、小さい子どもを抱えているという被害者の属性がうかがえます。

4ページをお開きください。暴力の内容ですけれども、身体的暴力では、「なぐる」が73.9%、「ける」が55.6%、精神的暴力では、「暴言・罵倒」72.0%、「脅す」40.0%などとなっております。さまざまな暴力を複合して受けているといえます。

その結果、5ページをごらんください。下のほうですが、身体的にも精神的にも被害を受け、医療機関に受診するような場合も多くなっております。

続いて6ページをごらんください。最初の暴力の時期について聞いておりますけれども、最初の暴力の時期は、「結婚前」が17.8%、「結婚1年未満」が42.8%で、早い時期から暴力が始まっていることがわかります。

2ページに戻っていただけますでしょうか。真ん中の表ですけれども、同別居の状況、同居の年数を聞いておりますけれども、「同居10年以上」が42.2%を占めておりましたので、結婚後間もなく暴力が始まっているということから計算しますと、10年以上長い間暴力を受けている方が多いということが推測されます。

7ページをごらんください。お子さんのいる被害者に聞きましたところ、配偶者暴力の加害者からの子どもに対する暴力が「ある」場合が51.0%という結果でした。そして、子どもに対する暴力がある場合では特に影響が大きいのですけれども、子どもへの直接の暴力がない場合でも、親の間の暴力の目撃により、加害者への憎悪・恐れ、性格・情緒のゆがみなどの影響が出ております。

9ページをお開きください。暴力からどうして逃げられないのかということで聞いておりますけれども、「経済的な不安」が最も多く43.9%となっております。次が「子どものためにひとり親にしたくない」で41.7%。ただし、子どもに関する回答については、子どもがいる母親を対象とした数で割り出しております。

8 ページで、逃げた場合に加害者の追跡があるかを聞いておりますが、「ある」という方が53.9%を占めています。逃げられない理由でも、「逃げて見つけられ、よりひどい暴力を受ける」が20.0%となっております。また、被害者が現在不安だと訴えていることは、「経済的なこと」が57.2%と最も多く、次いで「加害者の追跡」「仕事」「住宅」となっております。

次に10ページをごらんください。支援関係機関に配付したチラシを見て、調査に応じてもよいとお申し出くださいました配偶者暴力被害体験者33名に対して、面接による調査も行いました。その結果を掲載しております。33名と人数が少ないため、事例分析を中心としております。10ページから12ページをごらんいただくとおわかりになりますように、被害体験者は30代が多く、子どもも就学前の小さい子どもが多いということになっております。交際開始から、結婚後間もなくの早い時期に最初の暴力が発生しております。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力など多くの暴力が複合化しております。多くの場合、加害者から子どもへの直接の暴力がある、子どもへの影響は深刻などおっしゃっております。配偶者暴力相談支援センターの相談の内容の調査と同様の結果が確認されております。

12ページをごらんください。被害者がどうやって求援助行動をしているかという項目でございます。親や友人など私的な相手や公的機関に対して援助を求める行動を行っているか、また、それはいつごろ、どのようなものかについて調査をいたしました。12ページの表にありますように、私的な相手に対しては、「最初の暴力があってから1年以内」が11人と、比較的早い時期に援助を求めている人が多くなっています。これに比べ、公的機関に対しては、「1年以上」が7名、「7年から10年程度」が7名と、援助を求めるまで長期間かかっている例が見られます。13ページに記載してございますが、私的な相手が問題を理解してくれなかったり、説教をしたり、暴力被害の問題についての理解不足から不適切な対応をした場合には、被害者は問題を抱え込み、被害が潜在化してしまう事例が見られています。

公的機関については、病院・診療所、福祉事務所、警察、都女性相談センター、東京ウイメンズプラザなどに援助を求めた方が多くなっています。なお、求援助したという中には、いろいろな形での援助がまじっております。病院でけがの治療を受けたり、精神的なダメージに対して薬を処方されたりした経験を含んでおりますので、「病院・診療所」という回答が多くなっていることにご注意いただきたいと思います。33名の方が、これ

だけの数の公的機関に援助を求めているわけで、一人が複数の機関に援助を求めている場合が多い状況がうかがえます。いろいろな支援を求めて積極的に行動している被害者も多くなったといえます。

14ページをごらんください。加害者と別れた後の被害者の生活の状況ですけれども、生活場所は民間アパートというのが多くなっており、施設に入所している方も多く、就労についても、現在無職という場合が多くなっており、暴力の影響と思われる症状が心身にあるという方が大半でございます。

16ページをお開きください。被害体験者の方々の支援に対する要望を伺っています。配偶者暴力防止法の改正を求めるもの、就労に向けた支援など、支援の強化を求めるもの、配偶者暴力の問題についての社会の理解を求めるもの、加害者に対する更生プログラムの実施を求めるものなどが挙がっております。

17ページからは支援関係機関に対する調査の結果でございます。17ページにありますように、さまざまな支援関係機関に、支援機関の側から見た被害者支援の状況、機関間の連携の実態と課題などについて回答してもらった結果です。

18ページをお開きください。配偶者暴力に関する相談が多いのは福祉事務所と女性等の相談機関となっております。女性等の相談機関は、区市の女性センターと民間の相談機関を一つのグループにしたものでございます。また、相談等については、配偶者暴力防止法の制定施行後、増えているという回答が多くなっております。

19ページと、合わせて20ページも開いていただけますでしょうか。被害者への支援内容が書いてございます。各機関の業務の性質上、実施されている支援内容の傾向は異なっておりますけれども、そうした中でも、福祉事務所と入所型施設（母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルターなどを一つのグループにしているもの）は、多くの支援項目を実施している状況がわかります。

22ページをお開きください。ここでは配偶者暴力被害者の子どもを支援する際に連携をとることの多い機関を調査しています。共通して多く挙げられたのは児童相談所と福祉事務所でした。

23ページをごらんください。子ども自身が虐待を受けていたという事例は、多くの関係機関で「いる」と回答されており、児童相談所と連携して支援する深刻な状況の子どもが存在が、多くの機関で回答されております。

25ページをごらんください。被害者支援において協力を依頼することの多い機関とし

て、福祉事務所が多く挙げられました。

26ページでございますが、逆にこちらは協力を依頼されることになりませんが、協力を依頼されることの多い機関の結果を載せておりますけど、ここでも福祉事務所を挙げた機関が多くなっております。地域におきまして、福祉事務所が各機関の連携の中心的役割を果たしている状況がうかがえるかと思えます。ただし、26ページの表で、子どもの相談機関や女性等の相談機関では、他機関から依頼されることが「特にない」という回答割合が高くなっておりまして、連携における課題の一つではないかなと感じております。

27ページをごらんください。区市町村における機関連携のための連絡会議について調査しております。「連絡会議がある」と回答した機関は約4割となっております。いまだ地域における連携ネットワークの構築がまだ進んでいるとは言えず、課題があると言えます。

29ページをお開きください。今後連携を強化したい機関として1位から3位までとなっておりますけれども、都女性相談センター、福祉事務所、警察が多く挙げられております。連携についての自由意見では、「各機関の役割分担と中心となる機関の不明瞭」「配偶者暴力問題に対する認識に各機関ごとのばらつきがある」などの意見が挙がっております。

31ページをごらんください。被害者支援の課題について各機関種別ごとに見ると、入所型施設と福祉事務所では、ほとんどの項目で「困っている」との回答が多くなっています。「とても困っている」と「やや困っている」とを合わせた数字で見ますと、福祉事務所の9割は、「一時保護後の生活の場」や「保証人の確保」で困っていると回答しております。なお、自由意見では、「被害者及び子どもに対する心理的視点が必要」「自立支援のトータルなプログラムが必要」「広域的な調整」などが挙がっております。

雑駁でございますが、以上簡単に、調査結果についてご説明いたしました。

渥美会長

ありがとうございました。続いて専門部会の山崎部会長から、中間報告案の概要についてご報告願います。

山崎部会長

それでは、中間報告案をまとめるに当たりましての考え方の説明をさせていただきたいと思えます。平成15年3月11日から現在までのところ、専門部会を10回、起草委員会を3回開催させていただきました。皆様のお手元の60ページをごらんください。その上で、ここに掲げましたように、中間報告では、配偶者暴力の現状、実態、ただいまご報

告のとおりでございますが、それを把握いたしまして、その調査から、問題点を明確にする作業にまず重点を置きました。

具体的には、審議会の検討と並行して、都が行いましたこの調査の中から、被害者やその子どもなどの被害の実態を把握すること、それから、支援を求めた被害者の状況と関係機関とのかかわりなど、いま幾つか課題が提起されました。それから、関係機関の支援の現状、関係機関間での連携の状況などにつきまして状況分析をさせていただいております。また一方で、配偶者暴力の概況につきましては、皆様のお手元にも記されて、ただいまご報告もございましたのでごらんください。

また、非常に相談件数が伸びていること、都に寄せられた暴力に関する相談の推移、あるいは都が実施いたしました一時保護の状態が大幅にふえていることなどが後でご説明があらうかと思っております。そうした暴力被害の実態につきましては、本人からの相談が一番多いものになっておりますが、その実態把握の中で、実際に活躍されている方々からのヒアリングを行っております。被害女性の自立に関する現状、問題点あるいは必要な視点、あるいは地域の中での連携の状況、支援の方法などです。

2点目には、児童虐待が発生いたしました家庭の配偶者暴力の実態や、地域との連携の状況、その中での課題、さらに加害者のカウンセリングの取り組みの状況など、いままであまり加害者に視点を当てることがなかったのですが、それらのことなどをさせていただくために、ご活躍の方々のヒアリングと現場視察を行っております。三鷹市子ども家庭支援センターや東京都女性相談センター、あるいは関係機関などに専門部会の先生方が参加いたしました。

これらの実態から、五つの視点に、課題及び取り組みの方向性を収れんさせております。この五つは実は独立しているものではなくて、相互に密接に関係し合っているという認識に基づきまして、そのようにさせていただきました。その上で、具体的な施策についても、この五つのポイントに合わせまして示しております。皆様のお手元でいいますと第2章「配偶者暴力対策における課題」、25ページから28ページぐらいまで、あるいは、さらにこの五つのポイントにつきましてもそれぞれ具体的に示しております。そして、配偶者暴力対策の方向性につきましては、29ページから40ページまでの間に5本の柱を提示しまして、連携あるいは早期発見、未然防止、加害者の対応、配偶者暴力がある家庭等の子どもへの支援、そして、さらに安心・安全を確保していくための生活の再建の支援などにつきまして示しております。それらの具体的な施策につきましても方向性について、

検討を進めたわけですが、報告書の具体的な内容につきましては、ただいまから事務局にご説明をしていただこうと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

渥美会長

ありがとうございました。では、事務局から引き続いてご説明ください。

田村参事

では、私から、「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について 中間報告」の概要についてご説明いたします。

ただいま山崎部会長から概要のご説明をいただいたので、報告書に沿って説明させていただきます。

資料1の「中間報告」を見ていただきまして、まず目次で全体的な流れを申し上げます。1枚めくりまして、目次をごらんください。「はじめに」は現状認識など、審議会での検討における背景等でございます。第1章が「配偶者暴力の実態の把握」でございます。これは先ほど山崎先生からご報告がありましたように、先ほど私のほうで説明しました調査報告書と、専門家のヒアリング等の中から、実態の把握を行ったものでございます。第1の「配偶者暴力の概況」で、相談や一時保護等の状況、保護命令、配偶者間の犯罪の状況など、暴力にかかわる全体的な動きを具体的に挙げております。第2から第4は、被害者、子ども、加害者の状況など、被害者側からの実態でございます。第5から第7までにつきましては、支援関係機関、区市町村、都などの支援機関側の実態をお示ししております。

次に第2章ですけれども、第1章に基づきまして、そこから課題を、検討の結果、出してきております。その結果、課題につきましては、五つの視点から検討いたしまして、それぞれの重要な課題を挙げたものでございます。五つの視点は、まず第1に重要なこととして、被害者への支援でございます。次に子どもへの支援でございます。それから、加害者への対応、早期発見、未然防止、連携体制でございます。第3章「配偶者暴力対策の方向性」では、第2章の課題を検討し、対策の方向性を示したものでございます。「おわりに」は、これが中間報告ということでございますので、中間報告の位置づけと、最終報告までの予定を説明しております。

それでは、それぞれの記載内容を簡単に説明いたします。まず1ページ、「はじめに」でございます。平成14年に配偶者暴力防止法が制定されまして、制定された後の状況を背景にいたしまして、被害者、加害者、子どもを含めた暴力の実態や支援の状況の把握・分析を行ない、現状と課題を明らかにした上で、地方自治体の責務として、都における配

偶者暴力防止対策についての今後の施策の方向性、具体策を検討することを明記しております。

続きまして第1章に入ります。「配偶者暴力の実態の把握」でございます。そのうちの第1の「配偶者暴力の概況」でございますけれども、最初に少し太い字で書いてあるものが、中身をまとめたものになりますけれども、それをごらんいただくとわかるかと思いますが、いまの状況では、相談件数が急増している状況をまず述べております。東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターの相談件数は、平成13年度の3,334件から、平成14年度の7,300件へと2倍以上増加しております。15年度もさらに増加しております。全国の配偶者暴力相談支援センターの中で、東京が第1位で16.7%です。区市町村、警察までを含めました、14年度の東京都における相談件数は1万6,000件を超えています。

4ページを開いていただけますでしょうか。一時保護の状況でございます。配偶者暴力を主な理由とする一時保護所の利用者も、平成10年度から毎年1.5倍のペースで増加し、平成14年度は489件になっております。このほか、区市町村等が独自に施策として行っている一時保護は年間約250件程度でございます。その後、民間シェルターにおいても実施されていると書いてございますが、東京都が把握している民間シェルターの一時保護件数は約150件ぐらいでございます。

続きまして保護命令の状況でございます。配偶者暴力防止法の施行から、2年間に東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は136件、保護命令違反は、都内で2件となっております。

5ページ、配偶者間の犯罪の状況でございます。配偶者間における殺人、傷害、暴行事件では、女性が被害者になる場合が9割を超える状況がございます。検挙件数も大幅な増加を見せています。5「婚姻関係事件申立ての状況」ですが、妻からの離婚申立ての理由を見ますと、生活費を渡さない、暴力を振るう、精神的に虐待するなど、暴力が離婚の大きな動機となっております。

6ページをごらんください。被害者の状況でございます。詳細につきましては、先ほどの調査の中でご説明しましたので、詳細は省略させていただきます。その中で見えてきたものとして、相談を寄せた被害者は、小さい子どもがいる30代から40代の女性が多いということ、多くの場合、長期間頻繁に暴力を受けていて、身体的、精神的に大きなダメージを受けているという被害者の実態がございます。

8ページをごらんいただけますでしょうか。8「支援を求めた状況」でございます。支援を求めた状況とその流れ、今後の生活への気持ち等を記載いたしました。特に被害者が支援を求める行動から、親、きょうだい、友人などの私的な相手と、公的な機関の役割、かかり方などの状況をとらえております。また、暴力から逃げられない理由、自立に向けての問題は、経済的なこと、加害者の追跡、仕事、住宅など、生活していく上での不安や子どものことという状況でございました。

10ページは「子どもに及ぼす影響」でございます。ここでは、加害者からの暴力が子どもに及んでいる家庭が5割を超えていること、直接の暴力がない場合でも、親同士の暴力を目撃することなどによる深刻な影響が出ているということ、事例を交えて記載しております。

12ページの4「加害者の状況」でございます。加害者の状況につきまして、加害者の属性等を記載いたしましたが、特徴という明確なものではなく、いわゆる普通の人、他人の目に触れない家庭の中で暴力を振るっているという状況でございます。加害者はフルタイムの勤め人や自営業者など、有職者が8割以上ということで、他人から見ても、そのような人に見えないという方が結構いる。世間の中では見えないということが言われております。

14ページをお開きください。「支援関係機関の状況」でございます。先ほどの調査の結果と重複しますので、説明は省略させていただきます。各機関の相談や派遣の状況、支援の状況、連携の状況、課題などの調査結果を記載しております。

20ページをお開きください。「区市町村における施策の状況」ということで書いてございます。特に関係機関の連絡会の開催状況、職員への研修、住民向け広報活動の情報などと、独自に実施している緊急一時保護などの状況を記載しております。

22ページをごらんください。「東京都における施策の状況」でございます。配偶者暴力相談支援センター事業の実施状況、講座・研修などの実施状況でございます。相談事業、一時保護、講座・研修、関係機関の連携と、24ページにわたって書いてございます。

25ページから第2章となります。「配偶者暴力対策における課題」でございます。まず調査結果からの課題ということで幾つか拾っております。取り組みが開始されているけれども、体系的な取り組みが実施されているとはいえない、被害者の一時保護など対症療法的な面が強く、自立への取り組みが不十分であるということが第1番に言われております。被害者が女性の場合には、経済力の格差、社会の意識、さらに子育ての負担などの

問題が背景にあり、生活再建までに生じるさまざまな課題の解決がむずかしいということがございます。六つ目の でございます。最後の でございますけれども、被害者が暴力から逃れた後の心のケアや、自立に向けた支援、子どもへの支援など、それぞれの関係機関で一定の対応を行っていますけれども、多くは個別の対応にとどまり、配偶者暴力のある家庭への対応という視点が乏しく、また、民間機関などを含む支援関係機関の連携の広がりが少ないとなっております。

26ページからは、五つの視点に課題を整理して検討を進めておりました。それぞれの課題の主なものでございます。

第1が被害者に対する支援の課題です。これが一番重要なものですが、まず被害者を早期に発見し、早期に対応する取り組みが不十分である。被害者の心理的ケア、就労など、精神的、経済的自立への継続的支援を視野に入れた対策とそのしくみづくりが不十分であるということが書かれております。

2「子どもへの支援に関する課題」でございます。子どもへの影響が問題視されながらも、子どもへの専門的な支援が十分とは言えない。また、子どもへの支援に当たっては、児童福祉分野との連携が不十分である。

3「加害者への対応の課題」でございます。被害者の安全確保と暴力の再発防止のための加害者対策への取り組みがほとんどなされていない状況にあるというご指摘でございます。

4「早期発見、未然防止のための対策」でございます。家族関係や地縁関係の変化などにより、地域の互助機能が働いていない状況の中で、家族を支える視点からの、地域に密着したしくみが不十分である。日常的な地域での連携が十分行われていない。犯罪、暴力に対する体制がないということです。

28ページ、5「連携体制の整備」でございます。関係機関からの連携、民間との連携などが不十分であるということと、配偶者暴力を効率的、効果的に行うための、都と区市町村との役割分担が明確ではないというようなことが課題として挙げられております。

29ページの「対策の方向性」に入らせていただきます。

第2章で挙げられました課題につきまして、取り組みの方向性をお示しいただいております。

まず第1「被害者が安全と安心を確保し、生活を再建するための支援」ということで、相談窓口、一時保護体制の充実がでございます。被害者にとって身近な区市町村での相談機

能の充実と、専門的、広域的な対応を中心とした、東京都の配偶者暴力相談支援センターの充実などが書かれております。30ページ、「心のケア、就労など生活再建に向けた支援」についてでございます。被害者が、長期間にわたる暴力の影響を受けているということで、そのダメージが大きいということで、長期的な、継続的な支援体制が必要、精神的なケアも必要ということがあります。それと同時に、生活の場において、身近な地域で被害者を支援してくれる体制が必要ということとか、自助グループに対する支援など、きめ細かい支援策が検討されるべきであると言われております。

「経済的な自立と精神的自立のための就労への支援」ということで、30ページから31ページに書いてございます。やはり経済的な自立と精神的な自立につきましては、双方が影響し合いながら自立していくんだということでございまして、そのためには、就労への支援が欠かせないということでございます。31ページ、「被害者の状況に応じた総合的な視点からの支援」でございます。総合的な視点からの、自立に向けた、個々の状況に応じた支援プログラムの検討が必要ではないかということでございます。被害の早期発見から、被害者や子どもの心のケアを含めた、自立に向けた総合的かつ継続的な支援体制も必要ではないか。プログラムを実施していく上では、総合的、継続的な支援体制が必要だということでございます。

32ページ、第2「配偶者暴力がある家庭等の子どもへの支援」でございます。まず「子どもへのケアシステムの整備」ということで、子どもへの暴力の、専門分野と連携した早期対応が必要だということでございます。子どもの発達段階に応じたケアプログラムの開発も必要である。「子どもに関する法的な課題の改善」ということで、接近禁止命令の対象の拡大などを国に要望していくということになっております。今回の法改正で入ってくるということでございますけれども、要望していくということでございます。

34ページをお開きください。「加害者への対応」として、まず第1に、加害者対策の問題整理を挙げております。加害者対策についてはさまざまなご意見がございます。その中で、配偶者暴力対策全体の中での加害者更生の取り組みの意義、位置づけ、施策の優先度の検討などが必要ではないか。検討するに当たっては、被害者支援の視点からの検討が必要だということでございます。さらに、「暴力を抑制する教育プログラムへの取り組み」ということで、再発防止、更生のためのプログラムの研究開発が必要ではないかと書いてございます。

35ページ、4「早期発見、未然防止のための支援」でございます。「身近な地域での

早期発見・気づきのシステムづくり」が第1にございます。被害者の診療を通じての、医療機関での暴力の発見、乳幼児等の検診、子育て相談を行う保健所・保健センター、保育所・幼稚園など、子どもと親に接する機会による暴力の発見を促進していきたいということです。地域の幅広い人々への正しい知識の普及を図っていく。36ページ、「家族機能再構築のための支援」でございます。家族の中で起こるいろいろな問題が深刻化する前に手を差し伸べ、家族を支える未然防止の観点からの取り組みも必要ではないかと書いてございます。

37ページ、第5「連携・ネットワークの構築」でございます。「支援関係機関の連携・ネットワーク」の構築です。被害者や子どもに関する支援は、多くの機関が、暴力の予防と防止、危機介入、事後的ケアなど、それぞれの場面に応じた適切な対応が必要でございます。各機関相互の機能と役割を明確にし、協働する必要がございます。定期的な関係機関の連絡会議の設置、連携体制の整備を図る必要があるということでございます。連携を図るに当たって、区市町村、都の役割の明確化が必要ということでございます。日常的な地域社会で支援を行う区市町村の役割と、広域的、専門的な支援を行う都の役割分担と連携のあり方、配偶者暴力相談支援センターのバックアップ機能の充実など、そのようなことが主な取り組みの方向性として述べられておりました、このような方向性についてご検討をいただいたところでございます。

39ページの「おわりに」では、中間報告の位置づけ、これまでの審議会の議論を整理したものであることと、今後、具体的な施策のあり方を審議するということと、法改正に対する対応も考慮して進めるということですね。最後に、最終報告に向け都民意見をいただき議論を進めることということで、パブリックコメントを行うということに記載しております。

ここまでが本文ということになっております。

41ページからは、資料として、データ、グラフを載せてございます。59ページに、今回の委員の名簿と、60ページに審議経過を載せてございます。

以上、中間報告の概要についてご説明を申し上げます。

渥美会長

ありがとうございました。

最終報告でご意見を生かすつもりでございますので、その点をお含みの上で、ご質問やご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

中間報告案についてご意見やご質問がございませんか。ございませんようですので、「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」の中間報告案を正式に報告書として決定していただき、その上で、三宅生活文化局長に提出したいと思っておりますが、正式な報告書として決定いただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございました。それでは中間報告案を、東京都男女平等参画審議会の「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対象についての中間報告」として決定いたしました。皆様のご尽力に重ねて御礼申し上げます。

それでは、この案を三宅生活文化局長に提出いたします。

[中間報告書手交]

渥美会長

それでは、おおさめいただいた後、三宅生活文化局長からごあいさつがあるようですから、それを承りたいと思います。

三宅局長

生活文化局長の三宅でございます。

ただいま渥美会長より、中間報告の「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」をいただきました。委員の皆様方にはちょうど1年前にお願いをしたわけでございます。この調査報告書の最後に、審議の経過が書いてございますが、ほぼ毎月、しかも、ほとんどの会議が夜間に行われたわけございまして、熱心にご審議いただきまして本当にありがとうございます。

また、専門部会に加えて起草委員会もお願いしたわけでございますが、深夜に及ぶご議論があったと聞いております。重ねて御礼を申し上げます。

配偶者暴力の問題に関しましては、法律が施行されて約2年半で、この中間報告にもありますように、配偶者暴力の問題が顕在化してまいりまして、いわゆる男女平等というよりは、ほとんど犯罪に近い認識が広まってきているという気もいたします。

都の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数も、去年は月600件でありましたが、ことしはすでに月平均760件を超えているということで、ますます問題が顕在化していると思います。件数が増えているというよりは顕在化してきている、見え方が違ってきているんだと理解をしております。

都といたしましても、このような状況を踏まえまして実態調査を実施しました。この実

態調査もなかなか苦労いたしました。こういった結果も貴重な参考資料として、審議会にご検討をお願いしたわけでございます。被害者の実態をそれぞれ直接ヒアリングして、子どものケアあるいは自立支援、加害者の問題、支援機関、いろいろございますが、そういった連携の問題などについても貴重なご審議をいただきました。

今後引き続いて、これらの課題について具体的な支援等の対策、方策についてご検討いただきますが、この審議会の意見をもとにしまして、また、配偶者暴力対策の充実を検討してまいりたいと思います。今日いただいた中間報告を公表いたしまして、都民からいろいろな参考意見が寄せられますでしょうから、それも十分検討していきたいと思います。

また今後とも、委員の皆様方には、それぞれのご専門の分野をわれわれにお貸しいただいて、最終報告に至るまでお力添えをいただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

渥美会長

まだわれわれにやれることがあるというご下命を賜りまして、今後も検討を重ねなければならぬということでございます。ありがとうございました。

それでは議事の第2に入ります。「配偶者暴力対策についての施策のあり方について」でございます。

今後は、中間報告に示された配偶者暴力対策の方向を踏まえまして、施策のあり方についての検討をいただくこととなりますので、この機会に、最終報告に向けての皆様のご意見をそれぞれから一人1回程度ずつでも賜りたいと思います。それに加えてパブリックコメントを得て、さらに皆様方のご意見、専門的な見地からのご意見、広い視点からのご意見を踏まえた上で、7月の最終報告に結びつけてまいりたいと思います。本日、この機会に、最終報告に盛ります施策のあり方についてご意見がございましたらいただきたいと思っております。とりわけ、先ほども出しましたが、都と区市町村の役割の明確化という要求がどうしても起こってまいりまして、仕事は、一番大切なのは、区市町村という基礎自治体での仕事になると思っておりますので、その点、恐縮ですけれども、初めに区長さんのほうから何かおっしゃっていただきたいと思っております。

原田委員

ご指名をいただきましたので、港区という一つの区取り組みについてお話をさせていただきます。前にもご報告をさせていただきましたけれども、港区では、たぶん都内でも早い段階だと思いますけれども、コミュニティカフェと称する、特にドメスティックバイ

オレンスを含めた、家庭、職場での性差別、人間関係について悩みを相談できる場所を、昨年の暮れに開設をいたしました。これはNPOをお願いをしてあります。どちらかというと、時間的に、夜間とか土曜日に相談に来ていただけるような形での運営をしております。先ほど、東京都がなされた実態調査、大変奥の深い分析結果でございましたけれども、港区も昨年、実態調査をいたしました。これは男女平等という広いテーマの中で、港区在住、在勤者に対する調査をいたしまして、その中で、DVの問題について質問をいたしました。その中で、立ち上がれなくなるまで暴力をふるわれたり、首を絞めようとされた経験があるという方が約2%ということです。在住、在勤それぞれ1,500人で合計3,000人にしておりますけれども、そういった意味で深刻な問題だと受けとめております。そういう被害者の方から、相談をした方は2割に満たない状況です。相談しなかった方、7割以上8割近い方は、相談するほどのことでないと思ったとしています。そういった中で、ドメスティックバイオレンスの対策の第1位として、被害者のための相談の充実ということで、港区としましては、早々と相談センターといいますか、コミュニティカフェという名前の施設を開設したということです。12月末に開設しましたが、今日まで相談件数が1カ月に平均50件という実績であります。そういった意味で、多いか少ないかわかりませんが、こういった実績があるということです。

これは相談機能が中心ですので、シェルターといった機能はありませんけれども、無料で安心して相談できる、あるいは情報交換の場、あるいは癒しの場として、徐々に利用が広がっているのではないかと。非常にやわらかい雰囲気の内装にいたしまして、多くの方にご利用いただけるような体制をとっているということです。今後も男女平等参画の視点から、ドメスティックバイオレンスを含めたセクハラなど性差別等の相談場所の一つとして充実をしていきたい。区としてはそんなふうに取り組んでいます。

これは一つ余談ということで聞いていただけたらと思いますが、個人で体験したことです。区長に就任する直前ですけれども、私と妻が同席している、ある社会的地位の高い研究者たちの懇親の席で妻がセクハラ被害を受けました。加害者は、立派な大学の先生です。私はその先生に対して当然、抗議をしまして、裁判を起こそうとした。けれど周りにいた人は、みんな、そういう有名な先生の行為だから黙っていなさいというんです。私は裁判を起こして、全面勝訴しました。そういう先生が女子大でやっていらっしゃるんですね。私はびっくりしていますね。日本の社会では、どうしてそういう人をたたかないのか。「あなたおかしいよ」と言わないで、黙っちゃうんですね。そういったところに日本の社

会の大きな問題があるんじゃないかと思っています。すみません。これは余談として聞いていただきたいと思います。

渥美会長

この問題については関係者全員の力を結集すること。みんながそれぞれ努力を少しずつでも重ねること。みんながお互いに意思の疎通をよくしながら世の中を明るくしていくこと。ですから、いまおっしゃいましたように、公的な高い場所にいるような者がそういう行為をするようなことがないように、そういう日本になるように努力を進めていかなければならないと思いますけれども、いま区長さんから、区市町村の立場からのご意見がございました。

次いで、専門委員に加わっていただかなかった方々、第2番目には、都民の代表に立っておられる方々の中で、都議会の先生方ですが、最終報告について盛り込むべきところが、欠けているところがあるとか、ここで示しておりますものがよくわからないところがあるとか、そういうご意見やご質問がございましたらちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

馬場委員

調査も含めて本当にありがとうございました。これだけの調査は、日本の各地でこれから利用されるということ、それから、こうした配偶者間の暴力が顕在であることを証明できるような資料をそろえていただけたということで大変感謝をしております。

いま原田区長さんからもお話があったんですが、そもそもこの審議会でDVを取り上げるという基本的なスタンスは、男女間の差別、ジェンダーも含めて、心理的ないろいろな問題があって、暴力であり、直接的な暴力でなくても、心理的な暴力も含めて起こっているという認識をきちんとわかるように皆さんに出したいというのが私の気持ちの中にあります。

今回は実態の調査・把握、分析ということが主になっていると思いますが、最終答申の折には、「はじめに」のところで、ここは簡単に、「男女平等参画社会の実現を阻害する大きな要因であり」とまとめられていらっしゃるんですが、このところをもう少し、最初に、配偶者間の暴力が、なぜ起きてしまうのか、そういったところをもう少しきちんとした、明確な視点と説明があってもいいのではないかなという印象を受けました。わかる方には、こういう報告ですぐわかると思うんですが、特に加害者プログラムが今回、法改正でもなかなかできなかったというのを考えますと、加害者、被害者も相談に行く前に起こ

ったときも、相談に行くという、そのことを促進するためにも、こうしたことが、差別なり社会状況、自分自身の中のさまざまな心理的な問題から起きているんだということを認識していただくためにも、重ねて申し上げますが、ぜひそのへんの明確な視点と説明というようなところが欲しいなと思いました。それは今後、さっき渥美会長さんがおっしゃいました、これからの役割分担やさまざまな対策をとるところで、一つ一つ事例が違うと思います。それを適切に対策をとり、だれが何をどういうふうにしたらいいかということのマニュアルの、ある意味では大きな基本になるものではないかなと思っておりますので、差別の問題、暴力ということがどういうものなのかというようなことも少し盛り込んでいただけたらわかりやすくもなるし、これからの対策の視点になると思っております。

渥美会長

ありがとうございました。複雑な社会問題で、一つの原因ではなく、いろんな原因が複雑に絡んでいます。何が主なリスク要因として働いているのかというようなことを指摘すると同時に、確かに暴力と言われるものの中身が、ただ単なる肉体的なひどい暴力だけではなくて、人々に長いこと心の傷として残るようなものはかなり広くつかまえないといけないというご指摘、そういうことを一番最初にある程度書けと。貴重なご意見でございました。ありがとうございました。

それ以外にどうぞ。

野上委員

今回、個人情報の保護ということもあり、これだけのアンケートをとられて分析されたことはとても素晴らしいことだと思っております。私は現場の中にいつも入っておりますので、これから、この報告書をもとにしながら、被害にあわれた方たちの自立への支援の仕方が大事な観点になるのかなと思っております。28日の日曜日にも、DVの被害者の方のご相談に、おうちのほうにお伺いいたしました。この中の資料も隅から隅まで読ませていただきましたけれども、妻が夫に殺される事件が、全国では三日に1件の割合で起こっているということですね。日曜日にお会いした方は本当に包丁で追いかけて命からがら、5年間にわたりずっと逃げ回っている。戸籍も変えて、名前も変えて、実家にも、自分がここに住んでいるということを言わないで暮らしている。でも、なぜかいつも主人が追いかけてきて、どこからそういう情報が漏れるかわからないんだけど見つかってしまうと。見つかったらすぐに、いままでの荷物をそのままに置いて逃げているということをおっしゃってございました。働きたいけれどもなかなか仕事が見つからないということ

と、いま生保で生活をしている場合、働き始めると、収入があれば生活保護のお金が削られてしまうということもありまして、女性が一つの仕事を持ってしっかりと自立をしながら生きていくことのむずかしさというのかしら、甘えを打破して自立をしていく、そこらへんが大きな課題になるのかなということを感じております。

予算特別委員会の中でも、児童虐待について取り上げさせていただいたんですけれども、約半分の子どもたちが、暴力が子どもにも及んでいるという実態があるということで、やはり児童虐待についても、学校も加味しながら真剣に取り組んでいかないと、子どもたちの心に深い傷を残したまま、暴力の連鎖が行われてくるのではないかとということをお心配しております。

渥美会長

ありがとうございました。そういうご趣旨をもう少し中に入れた具体的な方向を示すことができるように努力をしたいと思います。

ほかにございませんか。

樺山委員

私、きょう初めて出席いたしました。新米の委員ですが。

これは全く関係のないところの話だと思っていたんですけれども、この間からいろいろ資料をお見せいただいて、大変な問題、社会問題になっているということで、これは何とかしなくてはいけないなど、いま率直な思いをしているところでございます。ただ、いままとめようとしておられるものが、要するに事後、すべて終わってしまった後の対応だけなのか、要は、この件で被害者が出た、その被害者に対して、その後の対応についてどうすべきかという大きな方向性なり指針を与えるためにつくるものなのか、もっと踏み込んで、あえて言えば未然防止みたいな、DVが起きないように家庭環境をどうやってつくるか。というのは、もともと暴力的な傾向のある方というのは潜在的にいらっしゃるんですよ。ちょっとしたことで爆発するんだと思うんです。そういうこじれた状態にならない前に何とかできる方法を講じるようなしくみづくりというか、ただ、これはむずかしいんでしょうね。

個々の事情は到底、われわれおしはかることができないわけですから、外からも見えないわけだからむずかしいんでしょうが、起きてしまったことに対して対応するだけということなのか、もっとグローバルに、広い視点からこの問題をとらえるということなのか。私は、繰り返し申し上げますが、きょう初めて伺ったものですから、いままでの経過も存

じませんで生意気なことを申し上げたかと思いますが、できるならばそのへんのところまで、もし踏み込めるのなら踏み込んだほうが、どういった形かでも、いいのかなという感じがいたします。

渥美会長

先ほど中間報告の説明を山崎部会長と事務局からいただきましたが、この中に、予防的な配慮、危険要因がどこにあるか、人生の進み方のぐあいに応じて、どこにどのような危険があるのか、子どもに対する関係、子どもの成長の関係、夫婦関係の形成の仕方、いわゆるペアリングの問題、もう一つは親が子どもに対してどういうふうにしていくかというペアレントの問題、こういう問題も十分考えて対処するということが中に入っておりますけれども、いまご指摘の点は、事後的な、起こったものに対して反動的に対処するよりも、起こる前に未然に先手を打って処理をするという方向が、ずっと前からわれわれの領域でも言われていることでして、それを配慮に入れますが、現在のところ、緊急度として最初に行うものはどれなのかという選択とを含みながら、いませっかくのご意見を賜りまして、われわれのほうにも意識がございますので、もう少し、いまおっしゃられたような点を含みながら、最終的な報告にまとめ上げていく努力はしなければならないとみんな思っていると思います。ありがとうございました。

ジャーナリストの立場から、森野委員、何かございますか。

森野委員

今回の皆さんの実態調査、ヒアリングで明らかになったことについては、非常にファクトファインディングの観点から有益な実態がよく浮かび上がったなど敬意を表したいと思います。その一方で、方向性については、中間報告ですから、これから議論しようということでもいいんですけれども、きょうの発表資料、あるいはきょうの審議会を、新聞記者なりテレビの人たちが聞いたときに、何をニュースにしているのかわからないんですね。実態のほうはこうだ、こういうことがわかったということがあるんですけれども、新聞は基本的には2本見出しがつくものですが、そのときに、この中間答申は何を見出しにするか、そのところが鮮明ではない。これが印象ですね。メディアの側から。新聞に見出しが立たないということは、要するに何を言いたいのかが鮮明でない、率直に言うとそういうことなんです。ですから、あくまでも中間段階だからということであるとしたら、最終報告のときには、この結果、配偶者暴力の問題について、この審議会はこういう方向性を出したということがもう少し鮮明になるような書き方をしていったほうがいいのかなと。ジ

ジャーナリストの立場からいうと、そういうことが一つ言えるかと思います。

もう1点、この問題で、報告書の文章表現については、事務局に幾つか意見を言わせていただいたんですが、いまだに明快でないのは、先ほどお話があったように、暴力夫が妻を殺害する、これは明らかに刑事犯罪ですから、そのこのところの話と、実際に医者に行かなきゃいけないような、特に外科とか整形外科に行かなきゃいけないような暴力行為、あくまでもわかりやすい、実際の暴力なんですけど、それ以外の、いわゆる経済的暴力とか性的な暴力とか、そのこのところの言葉の定義がきわめてあいまいなまま議論されている。もちろん、実際にDVの問題、皆さんの共通認識としてはケースバイケースで、全部実態が異なるものを一くりにまとめていけないところにむずかしさがあるんだろうと思うんですけども、さはさりながら、先ほどの原田区長の話のように、どこまでが、特に加害者になる場合に、自分は加害者であるという認識のない、男女を問わず、配偶者も結構いるんだろうと思いますね。ですから、今日の、少なくとも東京という大都市においての家庭の中では、こういうものは精神的あるいは肉体的に暴力だということについての共通理解を得るような、そのこのところのわかりやすい説明が、どなたかマニュアルと言っていましたけど、マニュアルをつくる以前に、どういうものが配偶者暴力だということをもう少し広く、都民にわかりやすく説明することが、事後対策より未然、個々の皆さんの夫婦間においてどういうことが、客観的に見ると第三者的に見るとやはり暴力と、今日の社会ではみなされるんだということをもう少しキチッと説明していくのはむずかしい作業ではありますが、やはり必要なのかなと思います。

渥美会長

パブリックコメント等をいただいた上で、コンセンサスが得られるものについては表示しますが、非常に微妙な問題についてあまり断定的な提言はできません。それは徐々に形成されていくものでなければならぬと思います。

いまのご指摘ですが、私の知っております外国でも、一番格式の高い住宅街等々で、静かな中で一番多く家庭内暴力なり配偶者暴力が発生しているということ、実際に出向いて、それぞれの機関から調査報告をいただきますと、これはそう単純にとらえられることではない、いろいろと考えなければならぬ領域が多いということは考えておかなければいけないと思います。

できるだけパブリックコメントをいただいた上で、このような方向で物事を考えるんだというふうに、あまり漠然としていないが、そうかといって、われわれだけで断定するこ

とのないような方向づけを、できれば努力することをしなくちゃいけないと思います。

前田委員、何かありますか。

前田委員

貴重なご報告ありがとうございました。

被害者に対する支援とか、子どもへの支援、具体的な支援が一番重要な課題だということがよくわかりまして、まとめのところでは、具体的にどういうふうに組織的に支援していくのがいいのかをもう一步出していただければと。自分で何もしないで申しわけないですが。

法律の細かいことで一つだけ申し上げさせていただくと、「子どもに対する法的課題の改善」というところで、配偶者暴力防止法、DV法の接近禁止命令の拡大のところ、これが国の会議でも一番問題になるところですが、一つだけお願いというか、今度に向けて可能であればということですが、「現実に子どもの連れ去り、不当な接触などがある」と書いてあるんですが、ここが具体的に調査とつながって、どういう例がどれだけあるかないか、広げるか広げないかは最終の議論でして、父親も子どもに会う権利はある、それをどうするのかという問題のときに、シェルターの方の話を伺っていれば、そんな凶暴な父親に子どもを会わせるなんて、父親が子どもをえさに、自分に会いたいと言ってくるに決まっています、そんなことは議論すること自体がナンセンスだとおっしゃる面もあるんですが、具体的に、東京都がやられるデータの重みは大きいので、具体的にこうだよというのがもう一步出るとありがたいなと。国の議論も、そうすると一步進むと思います。それ以外を含めて、非常に立派な報告をいただきましてどうもありがとうございました。

渥美会長

あとは白石先生と庄司先生に伺いたいと思います。

白石委員

それでは簡単に。起草委員の先生方、専門部会の先生方、本当に力作を仕上げてくださいましてありがとうございました。心からお礼を申し上げたいと思います。

2点だけ簡単にお話をさせていただきたいと思いますが、私もこの報告書を拝見しまして、暴力が長期化している、なぜここまで長期化してしまっているのかということに愕然としました。

まず、初期に相談した相手が、その手だてをどう打つのかを知っていた場合、もう少し早い発見になっていたということを考えれば、多くの都民が少しでも、DVについての理

解を含め、どこに駆け込めばいいかという一時的な知識を持つことによって、DVで悩んでいる方が救われるだろう。都の役割は、まずそこにあるのではないかなと思います。たとえば民間企業などに協力をさせていただいて、コンビニで、DVがあればここに駆け込むということをレシートに刷り込む、献血カードと同じように、小さなカードを刷って配るということでも、多くの人たちが知ることになると思います。ぜひ具体的に広く知らせる方法をお考えいただきたいと思います。

DVでお悩みの方は複合的な問題を抱えていらっしゃるって、労働の専門家、住宅、心理の専門家など本当にたくさんの専門家がかかわっていかねばいけません。相談機関への研修などを見ますと、60自治体中25ぐらいで実施をされていて、一般への普及啓発は22、市町村単独で行うよりも都が一括して、それぞれの区は独自性を加味する必要がありますが、第一次的な研修は東京都が行ったほうが効率的ではないかなと思います。職員の専門性を上げていただくというような意味でも、東京都の役割発揮は大きいのではないかなと思います。以上ありがとうございました。

渥美会長

大切なご提言ありがとうございました。

庄司委員

それでは簡単に一言申し上げます。

ここまでの、特に調査自体が非常に重たいものを大量にやっていただいて、新たにわかってきたこともたくさんございまして、本当に貴重なものをまとめていただいたということで厚く御礼申し上げたいと思います。

今回、これ全体を拝見して感じましたことは、東京都として、新しいところに一步踏み込みつつあるという観点で見ますと、一つは子どもへの関心ですね。DVは配偶者間、あるいはそれに近い関係の大人の男女の問題として当然とらえられるわけですが、実際には、これほどまでに子どもに深い被害が及んでいるということ、これを非常に具体的に、わかりやすく示している。そこがとっても大事だと思いました。

もう1点は、加害者に関心が向けられて、何かせねばというところまで芽が出た。しかし、これは何ぶんにも、ほかの国々等の関係で見ますと、日本では加害者対策が、法的な強力な根拠を持たない場合の中で何が本当にできるのかが非常にむずかしいわけで、まさにむずかしいまま、悩んだままの、いまのまともにならなってしまうのかなと。このへんが私たちとしては一番、これから深刻な状況になるのではないかなと感じました。

全体として見ますと、特に調査の結果などから見ますと、もちろん被害者の救済といたしますかサポート、あるいは自立のためのエンパワーメント、これも重要なことは言うまでもないんですけども、同時に、教育の分野を中心に、子どもに、暴力というのはどんな暴力も、少しの暴力もいけないことなんだということを、学校や、幼稚園であれ保育園であれ徹底していく、そこを並行してやらないと、先々に希望が持てないという感じを持つんですね。

もう一つは、若い世代の男女がどういうつき合い方をしているか。結婚前にすでに2割ぐらいは暴力の芽を経験している。それは驚くべきことだとむしろ思わなければいけないと思うんですね。若い男女の間にはありがちなことだという見方が、もしかしたらいままであったのかもしれないわけですけど、ここのところからも徹底して、結婚する前から、どんな暴力も、暴力はだめであるというシャープな認識を、若い男女がキチッと持つようになるような教育的な発想が必要かなと思います。大学におりまして大変気になっているところです。大学というのは、さっきの区長さんのお話ですと、教育を担当している側にも相当問題があるし、そういうところで一体何をしていったらいいのかという感じもいたしますけれども、現在の被害者に向けてと同時に、予防的な観点といたしますか、教育の重要さを、今回の調査結果から非常に強く感じました。

以上です。ありがとうございました。

渥美会長

社会化していく過程と、人生の進み方、両方を計画的にとらえながら、危険要因を少なくしていく。いま言われましたように、ある刺激を与える、言葉からの伝達をする、あるいはごほうびをあげるとか、ある制裁を加えるとか、そういうような方法でだんだんと進めていかなきゃならないのはおっしゃるとおりです。

ただ、子どもに対する問題が報告に出ましたので、できれば、最終報告の段階で、配偶者暴力の問題と、家庭の中における問題を結びつけながら処理をする必要があるのではないかと、いまのご提案等々を踏まえながら書けるかどうかを、法律とは別になっていますが、それを統合する必要があるということ、パブリックコメント等をいただいて、書き込むことができるようになるのであれば、いまの貴重なご意見を生かすことができると思います。いまのご意見、非常に貴重でして、後でみんなをよく考えてみなければいけないと思います。ありがとうございました。

最後にお一方いらっしゃる。いつも最後になって申しわけありません。

武中委員

私は専門家ではございませんので。ただ、仲間が大勢いるという、実際に起こっている地区に住んでいる担当者としての立場で、きょうは非常に立派なものを見せていただいて一生懸命勉強したつもりですけれども、民生委員が東京都には1万人以上おりますので、第3章の4「早期発見、未然防止のための支援」、5「連携とネットワークの構築」ということが出ておりますけれども、まさにそれをわれわれがやっていかなければいけないんじゃないか。早期発見は絶対民生委員の仕事だろうと、今日は思いました。

やってないわけじゃないんですけれども、なかなかむずかしい。こういう方向性をつけていただいて、さぁ動こうというのが私たちの仕事でございまして、できるできないはともかく、とにかく一生懸命取り組んでいこう、一人でも救うことができれば、昔のように、夫婦げんかは犬も食わないという時代ではないんだということをしっかりと頭の中に入れながら、子どものこと、夫婦間のことに対しても一生懸命やっていかなければいけないということで、早速持ち帰りまして、民生委員連合会でお話ししてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

渥美会長

そこからご提案を賜ったり、ご意見を承ったりして、いわゆる連携するしくみの、たくさんの中の一つに、ぜひ加わっていただけるような方向を示すことができればと思います。

森野委員

先ほどの私の発言の中で言葉足らずだった点があったので、1点だけ補足させていただきます。この中間報告は見出しにならないという話をしましたが、なぜかといいますと、起草委員会や皆さんの作業なり議論の結果がわかりにくいということではなくて、普通のメディアの人間は、こういう審議会の答申を取材するときには、じゃ、都庁は何をするんだ、そここのところをにらみながら、どうするんだいというところを聞いて。それがあまり決まっていないこの段階では、ある程度了解しながら、それを承知した上で書くわけですね。そここのところが明快でない。

はっきり言うと東京都生活文化局あるいは、場合によると福祉局、ほかの局にもまたがりますが、都庁のスタンスが、DV問題についてどこまで踏み込むのかということが、率直に言ってよくわからないから、こういう文章になったのではないかなということを申し上げたかったんです。決して委員の皆さんの書いた文章がということではないので、そのあたり、今後の議論、最終報告に向けてもう少し、事務局の側なり、行政の人に全部やっ

てほしいとあまり思っていないんですが、スタンスだけは明快にしてほしいということだけつけ加えさせていただきます。

渥美会長

わかりました。配偶者暴力を禁止する法律の中では、国及び地方公共団体の責務がうたわれています。責務というのは、日本語としてかなり厳しい、重たい言葉であります。私の知っておりますところでは、こういうものを責務とするという規定があるのは警察法ぐらいのものです。警察が問題について責任を負うのと同じぐらいの責任を負えということですから、しっかりとした態度をとらなきゃいけないということを法律の中で持っています。それを真剣に受けとめなければいけない。それは当然に東京都で受けとめていらっしゃると思いますけれども、先ほど来出ておりますように、子どもに害が生じて、子どもが後になって、被害者であったものが加害行為を繰り返すということになりますと、社会全体は常に高い代償を払って動かなければならない。それについてどこまできちんとした役割を考えるか。こういう方向でいくんだ、基礎自治体である区市町村とどういうふうに分担しながら仕事をしていくかというのは原田さんから非常におっしゃっていただいた。そういうものについてご自覚いただくように、われわれも入って、事務局だけではなく、たとえばこの中の何人が、私なども含めて一度、最終的な案をつくる前に、ざっくばらんに、どこまで、いまのところの状況で東京都が踏み込まれるのかどうなのかという、不必要なことはやる必要はありませんし、段階的に進めていくことも必要ですので、どこまで何ができるかということを探っていく活動は、7月までにしなきゃならないとは思いますが。

キャッチフレーズでものを示すのは、メディアの世界では大切です。だけど、それがひとり歩きしないように、しかも、それがあいながら、皆さんによく意思が伝達するようにするのは非常にむずかしゅうございますけれども、これからまた、皆さんからもどういふふうに、ここに盛られているものをキャッチフレーズとして示すことが適当かどうかについてのご意見も、後ほどずっと進めていく間に伺いながら、メディアからも、ちゃんと報道する価値があると示されるような最終案ができればと思います。その努力をしたいと思っております。ありがとうございました。

三宅局長のほうにも、ぜひご協力を賜って。一言おっしゃっていただきたいと思っております。

三宅局長

皆様のご意見をいただきまして、つくづく事の重大さも認識しているんですが、この問題は、それぞれタッチしている方が、それぞれ人生のいろいろな局面に触れていらして、

それぞれの立場をかなり強硬におっしゃるんですね。そうすると、私ども、被害者の問題、子どもの問題、加害者の問題としゃべってしまいますと、みんなニュートラルに聞こえてしまうと、何が一番大切なのかと、一言で言えば、被害にあってる人が、子どもや加害者のことよりも、いま私たちの被害のこのことをどうやってくれるんだという強いご意見もあります。

いま、ある意味ではトータルな議論をされて、そういう意味でも、被害者の自立とか支援とか救援というところがどうしても優先順位が高い。そういった急場をどうやってしのぐかという議論に、いまはわれわれ終始しているわけですが、そうはいっても、先ほどからお話のありますように、世代間で連鎖作用があるという、将来における社会的コストを、いまの段階でいかに低くしておくかという重大な任務を帯びていると私ども考えております。任務は本当に大きくて大変なことを認識しておりますが、順番も合わせて議論していただくと、私どももいろいろと作業というか、イメージをつかむのもつかみやすいかと思います。

そういう意味で、覚悟とご要望と両方表明させていただきました。今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

渥美会長

いま伺いまして、施策の基本的な方向づけを考える場合の底辺にあるものと、いま直接やらなければならないものとのそごがあります。力の加え方の違いがあります。全体でどういうバランスをとって、トライアングルの場合、バランスをとって動かしていくかということが大切です。そのときに、現在急に要求される第1順位はどこで、将来の政策的な配慮はどこまででということ为基础に示すことができれば、将来の方向を示しながら、当面はこういう方向から第1順位に進んでいきますよ、いまやれることはここですよということで書くことができるようになるかもしれません。

いまおっしゃられたことを伺って非常に力強く思いました。最終案に向かって努力を皆さんとともに重ねてまいりたいと思います。

ほかにございませんか。

大変貴重なお時間に、しかも、さらにそれ以上貴重なご意見を承りました。最終報告に向けて、それを、パブリックコメントをもらいながら生かしていく努力をこれから重ねなければならないと思います。

本日は非常に長時間、協議に加わっていただき、貴重なご意見を賜りましてありがとう

ございました。

田村参事

今後の予定でございますけれども、本日ご決定いただきました中間報告につきましては、明日3月30日から4月19日までの3週間を、都民、関係者等の皆様からのご意見の募集の期間として、パブリックコメントをいただくことにしております。冊子の配付のほか、生活文化局のホームページに、中間報告の全文を掲載いたします。

お寄せいただきましたご意見を参考にしながら、専門部会でさらにご検討いただきまして、7月を目途に最終報告として取りまとめでいただきたいと考えております。詳細につきましては、事務局から別途ご連絡させていただきます。また、意見等につきましては適宜、情報としてお示しし、意見を願うことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

渥美会長

以上についてご意見なりご質問ございますか。

それでは以上をもって会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後7時50分閉会